

家庭からの「燃えるごみ」は 指定ごみ袋で出してください!

平成18年10月1日から「指定ごみ袋制度」がスタートしました。対象地区は、既に導入している中山地区を除き、本庁地区・双海地区が対象です。家庭の「燃えるごみ」は指定ごみ袋でしか収集することができなくなりましたので、ご注意ください。燃えるごみ以外(資源ごみ、有害ごみ、燃えないその他ごみ)は、これまでどおり透明または半透明の袋で収集します。

この制度は、家庭ごみの収集を有料化することで、皆さんに改めてごみ問題について考えていただき、家庭から出るごみの量を抑えようとする意識を高め、そして、分別を徹底して、燃えるごみから資源ごみを除きリサイクルに回すことで、ごみの減量化へとつなげていくことを大きな目的としています。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

10/1から
「燃えるごみ」は
指定有料袋収集に
変わります。

～ 正しく分別して決められた出し方で、
収集日の朝8時30分までに地域で決められた場所に出しましょう! ～

指定ごみ袋とはどのようなものですか？

指定ごみ袋の色は、黄色の半透明で、袋の文字は濃紺1色で表示されています。形状は、袋の口のしぼりやすさと収集時の利便性を考慮して、スーパーなどのレジ袋と同じような形をしています。販売は1袋10枚入りでの販売単位としています。販売という形式をとっていますが、一般廃棄物処理手数料と引き換えに、指定ごみ袋を交付するということになります。

販売金額については、県内の他市町の状況や、既に同価格で販売している中山地区との均一化、隣接する市や町との整合性、袋の作成費用等を総合的に考慮して価格設定をしています。

指定ごみ袋の概要

種 類	厚さ(mm)	サイズ(mm)	容 量	販売価格(10枚入り)
大	0.035	縦800×横450 (広げた場合650)	45ℓ	400円
中	0.03	縦700×横350 (広げた場合500)	30ℓ	300円
小	0.03	縦600×横270 (広げた場合400)	20ℓ	200円



お問い合わせ

伊予市役所市民生活課 TEL982-1111 内線 535・536 まで

紙は大切な資源です！ 使い終わった紙はリサイクルしましょう！

私たちが「燃えるごみ」として捨てている紙ごみの中には、リサイクルできる紙類がたくさんあります。新聞・ダンボール・紙パック・本・雑誌類はもちろん、それ以外の紙箱・包装紙・紙袋・メモ用紙などの「雑紙(ざつがみ)」(リサイクルできる紙全般のこと。)と呼ばれる紙もリサイクルできる大切な資源です。また、雑紙を紙類に分別することで「燃えるごみ」が減量できます。みんなで紙のリサイクルをすすめましょう。

～ 正しく紙だけに分別し、ひもで十文字にしっかりとしばって、
収集日の朝8時30分までに地域で決められた場所に出しましょう！～

1 新聞紙と折り込みチラシ類は？

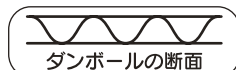
新聞紙・折り込みチラシ・情報紙(リビングまつやま・リック・など新聞と一緒に配達される紙類。)をまとめて出してください。
★雑紙は混ぜないでください。



2 ダンボール類は？

紙の断面が波状になっているものがダンボールです。ダンボールは大人一人が容易に運べる大きさにたたんで(箱のままでは収集しません。)出してください。

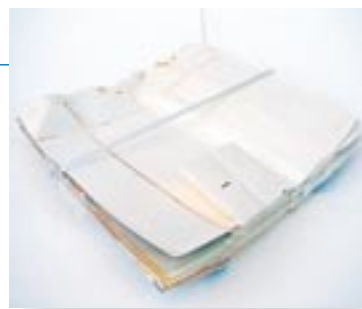
★貼られている粘着テープ・宅配の送り状などははがしてください。



3 紙パック類は？

容量が500ミリリットル以上の大きさの紙パックです。必ずさっと水洗いをして、接着部をはさみなどで開いてきちんと乾かしてください。

★紙パックの内側にアルミが張り合わせてあるものや500ミリリットルより小さな紙パックは、「燃えるごみ」に分別してください。



4 本類・雑紙類は？

細かな紙は、紙袋に入れるか紙の間に
入れて落ちないように挟んでください。

週刊誌・まんが本・単行本・教科書・文庫本・絵本・辞書・雑誌(紙製以外の付録は除く。）・冊子などの本類、その他の紙類として、パンフレット類、封筒(窓が紙製以外のものは外す。)、はがき、便箋、ティッシュの箱(取り出し口のビニールを外す。)、お菓子やカレー粉などの食品類の箱、3個入りヨーグルト・プリンなどの紙製トレイ、衣類・日用品を包装している型紙などの台紙、カ



レンダー(金属等は除く)、トイレットペーパーの芯、缶ビールなどの外包み、厚紙、包装紙、紙袋(取っ手がビニールひもの場合は外す。)、シュレッダー紙(リサイクルできる紙を裁断したもの。)、メモ用紙、付箋紙など。

★シュレッダー紙などの名刺より小さなサイズのものは、紙袋・封筒・空き箱(縦・横の長さの計が約1メートル以内の大きさまでのもの。)に入れたり、紙との間に挟み、紙が落ちないようにひもで十文字にしっかりとしばって出してください。



ひもでしっかり
十文字にしばった例



紙袋を使った例
紙袋は上から中が見える
ようにしばってください。

紙類として収集できないもの！〈混ぜないでください！〉

○食品や洗剤が直接触れているヨーグルトや洗剤などの紙製容器、○紙コップ・紙皿などの防水加工紙、○感熱紙(黒色印字されるレシート類など)、○油紙、○裏カーボン紙(宅配便の複写伝票など。)、○ビニール加工紙(少し破るとビニールが伸びるようなもの。)、○写真、○アルバム

禁忌品！〈必ず取り除くもの！〉

○ビニール袋、○粘着テープ、○クリップ等の金属類(製本時から付いているもの、ホッチキス針は除く。)、○ファイルの金具、○フィルム類、○雑誌などの付録類で紙以外のもの

雨の日は出さないで！〈ビニール袋に入れると収集しません！〉

○収集日の朝8時30分の時点で雨が降っている場合は、紙類を出さないでください。(水に濡れるとリサイクルできにくくなるため。)ただし、収集開始後(8時30分以降)に雨が降り出した場合を除きます。○ビニール袋に入れたものや粘着テープで止めたものは、廃棄物となるため収集しません。

大量に出す場合！〈紙ングハウスをご利用ください！〉

○緑風館(大平)・中村地区公民館(中村)・ふるさと創生館(灘町)・上野地区公民館(上野)に設置してある紙ングハウス(ストックハウス)をご利用ください。利用時間は平日8:30～17:00までの間です。雨天時の利用も可能です。(施設閉館日は休み)

団体回収へご参加ください！

○地域の自治会・PTA・愛護班・各種グループなどの古紙類の団体回収について、市では資源ごみ回収活動奨励事業として収集実績に応じた手数料をお支払いしています。紙類の資源化・減量化の推進のためにもぜひご参加ください。(回収等の詳細は各団体へ直接問い合わせてください。)

個人情報を書かれた紙類は？

○個人情報表示箇所を手で小さくちぎるか、マジックなどで塗りつぶすなどして出してください。また、シュレッダー処理をしない、手紙・はがき・請求書などの見られたくない個人情報を含むものについては、「燃えるごみ」に分別してください。

お願い

使い終えた紙類は古紙と呼ばれて、新しい紙を作る原料として製紙会社へ売却しリサイクルされます。紙の分別は「製紙原料」という名の商品にリサイクルするための大切な一歩です。みなさんの紙分別に対する一層のご理解とご協力をよろしくお願いします。

指定ごみ袋は、どこで売っているの？

指定ごみ袋の販売については、市内の食料品や日用品を取り扱う小売店のうち、申請のあったものから、指定袋の的確な管理及び手数料収納事務の適正な執行を行うことができるものを、家庭系可燃ごみ指定袋取扱所「一般廃棄物処理手数料収納事務委託取扱者」として指定しており、店頭などに登録表示(右イラスト)をしています。

取扱所は随時募集中のため、新規指定等の変更が生じております。店舗の一覧については、市役所市民生活課・本庁地区の各公民館、双海地域事務所・下灘支所に置いてある「指定ごみ袋取扱所一覧」、あるいは伊予市ホームページで最新のものをご覧ください。

指定ごみ袋のここが知りたいQ&A

Q1. 燃えるごみを指定ごみ袋以外の袋で出したら、どうなるの？

A 違反シール(右イラスト)を貼って収集しません。指定ごみ袋に入れ替えていただいて、次の収集日に出してください。ただし、違反ごみが交通の妨げとなったり、通学路等で危険性がある場合は、地元区長さんなど地域の皆さんとの話し合いによって対応していきたいと思います。

Q2. 市販のごみ袋やレジ袋はもう使えないの？

A 燃えるごみ以外のごみ(資源ごみ、有害ごみ、燃えないその他ごみ)の収集はこれまでどおりですので、市販のごみ袋やレジ袋で出すことができます。燃えるごみについては、生ごみなどをレジ袋に入れ、それを指定ごみ袋に入れる、いわゆる内袋としてレジ袋を使っていただいても結構です。最終的に外側が指定ごみ袋であればかまいません。ただし、最小限度にとどめてください。

Q3. 庭木を剪定した時の葉や枝も指定ごみ袋に入れるのですか？

A 葉や草については、指定ごみ袋に入れていただく必要がありますが、枝については50cm程度に切って、ひもでしっかり縛って「燃えるごみ」の収集日に出せば、収集します。

Q4. 指定ごみ袋制度が導入されることによって、分別の仕方も変わるのですか？

A 分別自体はこれまでと変わりません。「燃えるごみ」のみ、袋が指定ごみ袋になっただけです。
○燃えるごみ ⇒ 指定ごみ袋で出してください。
○燃えるごみ以外(資源ごみ、有害ごみ、燃えないその他ごみ) ⇒ 透明または半透明の袋で出してください。

Q5. 地域の清掃やボランティア活動で集めたごみも指定ごみ袋に入れるのですか？

A 地域での一斉清掃や清掃ボランティアでのごみにつきましては、事前に市役所市民生活課にご連絡いただければ、専用袋をお渡ししますので、そちらをご利用ください。そして、いつ、どこに出すかご連絡いただければ、回収いたします。※通常の回収では収集しませんので、ご注意ください。

Q6. 目的はごみ減量化だそうですが、どうすれば減量できますか？

A まず必要なものだけを買う。買った後は最後まで使い切る。また、使った後すぐに分別することが大切です。また、牛乳パックに代表される紙パック類、ダイレクトメールの中身、コピー用紙、包装紙、パンフレットなどを、燃えるごみから資源として分別しましょう。

Q7. ごみ減量化に向けて、市では他に何か対策は考えていないのでしょうか？

A 燃えるごみの中には、トレー、ラップ、卵パック、お菓子の袋等、薄く柔らかいプラスチック類も意外と多いものです。これらは、現在は燃えるごみですが、資源ごみとして回収できるよう準備を進めています。また、布・木類の回収も順次検討していきたいと考えています。

みんなでごみ減量、資源リサイクルを進めましょう！

伊予市指定 家庭系可燃ごみ指定袋取扱所

一般廃棄物処理手数料収納事務委託

登録番号 第 号

収集する家庭系可燃ごみの指定ごみ袋を
下記のとおり取り扱っています。

指定袋 大(45リットル) 1束(10枚入り) 400円

指定袋 中(30リットル) 1束(10枚入り) 300円

指定袋 小(20リットル) 1束(10枚入り) 200円

**このごみは収集できません！
10月から「燃えるごみ」は
指定有料袋収集に変わ
りました。指定有料袋に入れ
直して次の収集日に出してください。**

※「燃えるごみ」以外のごみの出し方・収集日等は
今までどおり変更はありません。

伊予市